町奉行所屋敷の一例

徳川家康が江戸の行政・司法・警察の事務を
行という役職をつくったのは、慶長６年（
いわれるが、町奉行所という役所ができ
寛永８年（1631）のことで
の町奉行所が置かれた。南・北
は何度か変わったが、江戸
南町奉行所は数寄屋橋
行所は呉服橋門内に
町奉行所が
江戸市中の
に分け
はなく
するが
15年
保４年
は、南と北
行所が置かれていた。
南町奉行所は2626坪（約867
の広さがあり、表門は国持大名クラスの格
誇っていた。北町奉行所は2560坪、黒渋塗りの下見板
持つ立派な建物であった。奉行所には奉行の私邸がある奥向があ
で起居していた。はじめ町奉行には１万石以上の者が任ぜられていたが、の
係なく適任者が選ばれた。待遇は3000石高、位は従五位下朝散大夫（じゅごいのげち
で小大名と同様であった。その管轄地は、慶長年間（1596～1615）は300町であったが、天保年
には1679町に及んでいる。
二つの町奉行所には１か月交替で月番と非番があった。月番の奉行所は門をあけて訴訟を受けつけ、
門をとじて、前の月に受けつけた未決の訴訟を処理した。
月番の奉行は午前８時ごろ奉行所にいったん出勤したのち、10時までに江戸城に登城し、老中に伺
その指示を受けたりしたのち、午後２時ごろ奉行所にもどって、その日の訴訟の吟味・処理を行う。こ
三手掛（町奉行・大目付・目付の立会いで行う）・五手掛（町奉行・勘定奉行・寺社奉行・大目付・目
うの裁判にも出席しなければならないから、なかなか激職であった。さらに小伝馬町牢屋敷、小石川
侵入の支配、火災消防から土木・橋梁・上水の事業まで、その職掌の中に含まれていた。
町奉行所には与力25騎、同心120人が配属されていた。町奉行は自分の家臣の中から、公用人６人と

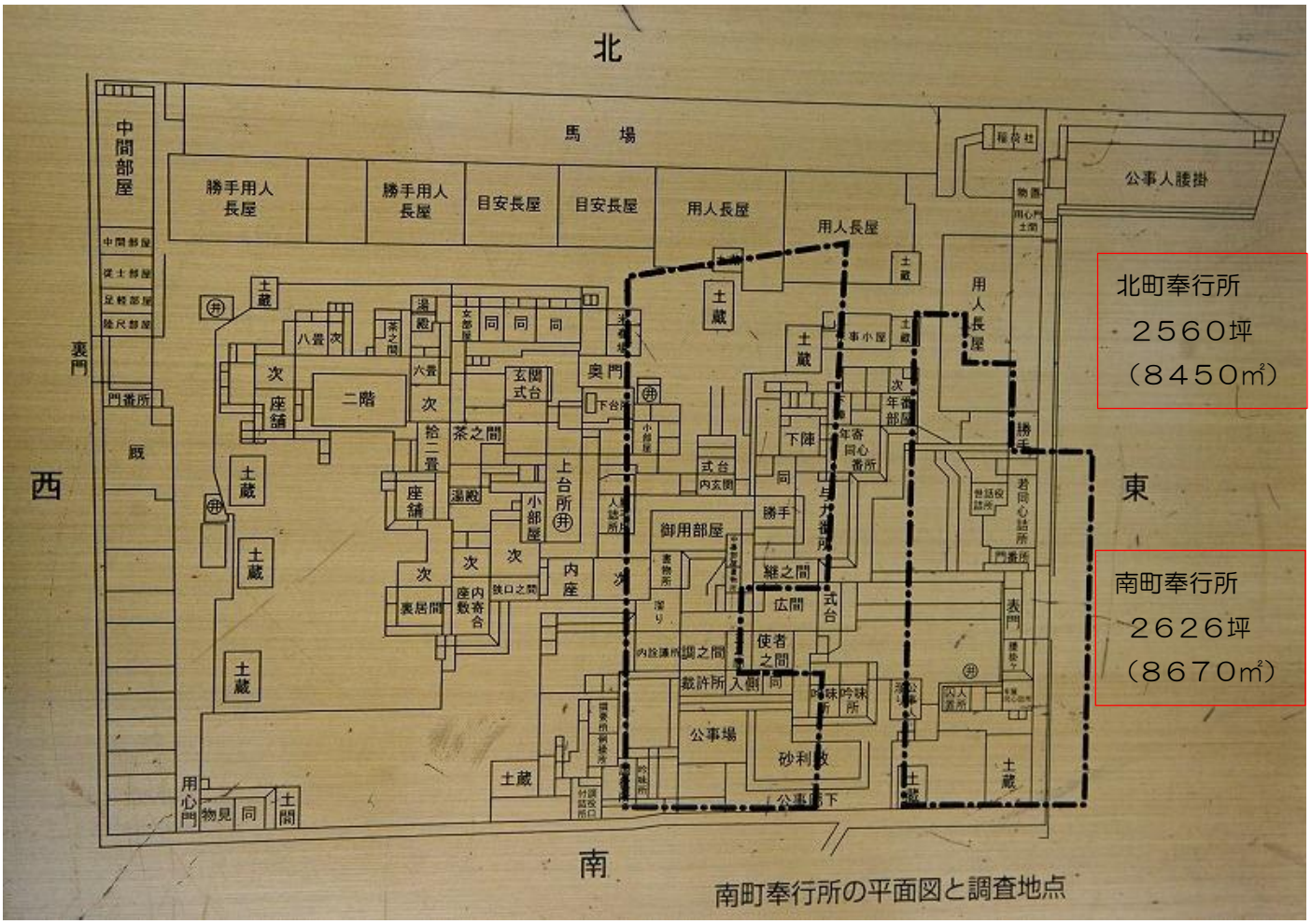

北町奉行所
２５６０坪
（８４５０㎡）

南町奉行所
２６２６坪
（８６７０㎡）

現在の有楽町駅中央口に有った　南町奉行所の平面図と発掘調査地点（一点鎖線）